

裏面でチェック
するといいかも！



タイショウカモ

あなたももらえるかも!?まずは確認!

2つの給付金

4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、給付金を支給します。
平成26年1月1日時点で長崎市に住民票がある方が対象になります。

所得の低い方の負担を緩和します。

臨時福祉 給付金

対象者

市民税(均等割)の非課税者

※課税者に扶養されている方や生活保護の受給者等は除きます。

1人につき1万円

※年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円が支給されます。

子育て世帯の負担を緩和します。

子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分児童手当の受給者で、児童
手当の所得制限限度額に満たない方

※臨時福祉給付金の対象者や生活保護の受給者等は除きます。

子ども1人につき1万円

※中学生以下の子どもが対象(平成26年1月1日時点)

両方の給付金の対象となる場合は、「臨時福祉給付金」が優先されます

今回の給付金の支給は、1回限りとなります。

申請
受付期間

平成26年

8月18日月

平成27年

1月30日金

申請方法

長崎市から給付金の支給対象となる可能性がある世帯へ、8月中旬から順次申請書を送付します。
申請書が届いても支給対象とならない場合があります。公務員の方については、申請書が勤務先から配布されます。

原則

郵送申請

平成27年1月30日(金) 必着

原則、郵送での申請となります。

申請書に必要事項をみれなく記入し、本人確認書類、通帳などのコピーを添えて、
同封の返信用封筒で郵送してください。

必要書類は、場合によって異なります。郵送された申請書類をご確認ください。

また、公務員の方は、8月18日以降に次の宛先へ郵送してください。

〒850-8790 長崎中央郵便局私書箱第101号 長崎市臨時福祉給付金室 行



または

窓口申請

申請期間中、臨時福祉給付金室(長崎市大黒町3番1号交通産業ビル6階)
では申請受付を行います。(平日)8:45~17:30

※窓口が混雑することが予想されますので、できる限り郵送による申請をお願いします。

支給方法

口座への振込が原則です。

支給には、申請受付後1~2ヶ月程度かかります。事情により金融機関の口座をお持ちでない方は現金支給を行いますが、支給時期は口座振込より遅くなります。



支給・不支給決定通知

申請受付後、審査の上、支給の要件に該当する場合は、支給決定通知書(支給予定日を記載)を郵送します。支給の要件に該当しない場合は、不支給決定通知書を郵送します。

お問い合わせ



0570-011-920

※携帯からもご利用になれます。

「長崎市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」専用コールセンター

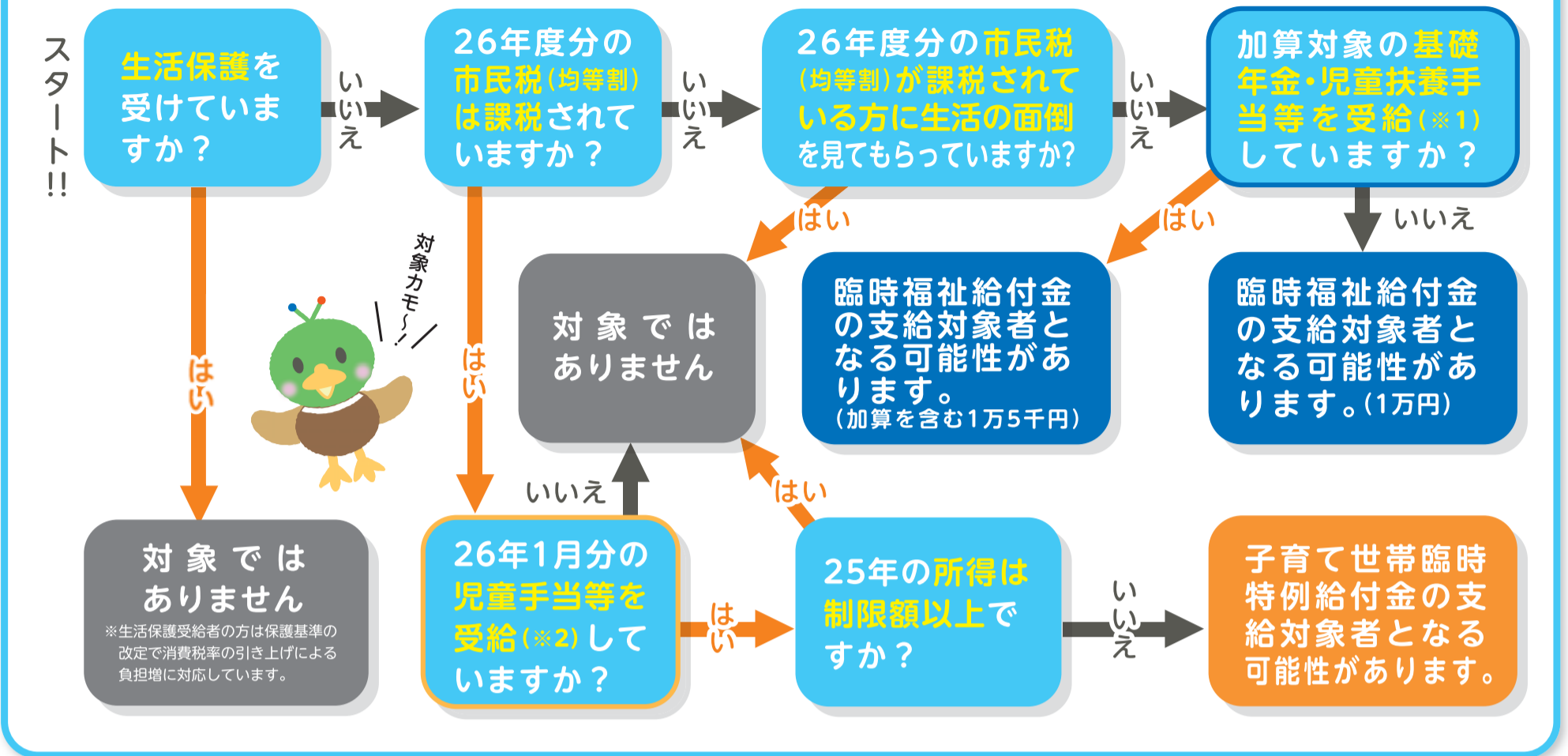
〈受付時間〉平成26年10月31日(金)まで9:00~17:00(平日)

※ただし、平成26年8月16日(土)~平成26年9月15日(月・祝)は

9:00~19:00(平日) 9:00~17:00(土・日・祝)

あなたも対象者かも！？対象者診断チャートをチェック！

基準日は平成26年1月1日になります。 ※チャートはあくまでも一般的な場合を想定しています。



(※1) 臨時福祉給付金支給対象者のあなた

次の年金・手当等を受給していれば1人につき5千円が加算されます。



高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等／児童扶養手当／特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／経過的福祉手当／原爆被爆者諸手当／毒ガス障害者対策手当／ガス障害者対策手当／予防接種法に基づく健康被害救済給付金／新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金／(医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付又は(生物由来製品感染等被害救済制度の)感染救済給付

(※2) 子育て世帯臨時特例給付金支給対象者のあなた

平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分児童手当(特例給付)の支給対象であれば、対象児童に含みます。



2つの給付金について Q&A

- Q** 基準日(平成26年1月1日)以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？
- A** 基準日(平成26年1月1日)に生まれた方は給付金の支給対象者(または対象児童)になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は支給対象者(または対象児童)となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、給付金の支給対象者(または対象児童)にはなりません。
- Q** 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引越した場合の給付金の受取はどうなりますか？
- A** 今回の2つの給付金は基準日(平成26年1月1日)時点で住民票のある市町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点で住民票のある市町村にお問い合わせください。



申請書記入相談窓口

平成26年8月18日(月)から9月16日(火)までは、本庁(自治振興課)、支所、滑石事務所及び行政センターに申請書記入相談窓口を臨時で設置します。
(平日)8:45~17:30

※ 西部・古賀・戸石地区事務所、消費者センター及び三重地区市民センターへの設置はありませんのでご注意ください。

確認するといいかも！



長崎市ホームページ

URL <http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/135000/index.html>



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- 長崎市や長崎県、厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めたりすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。
- 長崎市職員が、ご自宅へ直接申請書を回収に伺ったり、キャッシュカードや通帳をお預かりすることは、絶対にありません。

申請内容に不明な点があった場合には、長崎市から問い合わせを行うことがありますが、上記のような内容の不審な電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりした場合には、すぐに長崎市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。